

宇都宮短期大学教職課程運営委員会規程

(設置)

第1条 宇都宮短期大学(以下「本学」という。)に宇都宮短期大学教職課程運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教職課程に関する事項を審議、処理又は実施することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を取扱う。

- 一 教職課程のカリキュラム開発と検証・改善に関する事項
- 二 教職課程の履修等に関する事項
- 三 教職指導の充実に関する事項
- 四 教職課程の広報に関する事項
- 五 その他教職課程に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、教授会から選出された教員3名以上をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠損が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

宇都宮短期大学教職・実習委員会規程

(趣旨)

第1条 宇都宮短期大学に、教職課程および実習の円滑な運営と教育・福祉。実習・校外（食物栄養）施設との連絡・調整のための教職・実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、連絡・調整等の実務を担う。

- 一 教職課程および実習（教職・福祉。実習・校外（食物栄養））の企画、運営に関すること。
- 二 実習の事前、事後指導に関すること。
- 三 実習の評価に関すること。
- 四 その他、教職課程および実習（教職・福祉。実習・校外（食物栄養））の実施に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学科長（実習所管学科）。
 - 二 教職科目担当教員。
 - 三 専門科目（実習科目を含む。）担当教員。
 - 四 委員会が必要と認めた教職員。
- 2 委員会は、教育実習協力校、福祉。実習・校外（食物栄養）実習協力施設の教職員の出席を認め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要と認めた時は委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって決める。

- 2 委員長は、必要あるときは随時委員会を招集し、開催する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代行者を決める。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠損が生じた時は、補欠委員を選出する。
- 5 委員会は、前条第1項委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、事務局学務課が担当する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。